（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第五十一条において同じ。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「訴訟費用又は和解の費用」とあるのは「手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九条第四項の訴訟費用」と、同項並びに同規則第二十五条、第二十六条及び第二十八条中「訴訟費用等」とあるのは「手続費用等」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは「家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第二節　手続上の救助

（手続上の救助の申立ての方式等・法第三十二条）

第二十一条　手続上の救助の申立ては、書面でしなければならない。

2　手続上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第七章　家事事件の審理等

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第三十四条）

第二十二条　受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（期日変更の制限・法第三十四条）

第二十三条　家事事件の手続の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては、してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　当事者又は利害関係参加人の一人につき手続代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

二　期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

（裁判長等が定めた期間の伸縮・法第三十四条）

第二十四条　裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が定めた期間の伸縮については、民事訴訟規則第三十八条の規定を準用する。

（送達・法第三十六条）

第二十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

（書類の送付）

第二十六条　直送（当事者又は利害関係参加人（以下この条及び第四十六条第三項において「当事者等」という。）の他の当事者等に対する直接の送付をいう。以下この条及び第四十六条第三項において同じ。）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってする。

2　裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

3　裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者等がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しない。

4　当事者等が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者等は、裁判所に対し、当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

第二編　家事審判に関する手続

第一章　総則

第一節　家事審判の手続

第一款　通則

（参加の申出の方式等・法第四十一条等）

第二十七条　法第四十一条第三項の書面には、家事審判の手続に参加する者が同条第一項又は第二項に規定する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

2　法第四十一条第一項の規定による参加の申出があった場合には、当該申出を却下する裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

3　法第四十一条第二項の規定による参加の裁判があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

4　第一項の規定は法第四十二条第四項において準用する法第四十一条第三項の書面について、第二項の規定は法第四十二条第一項の規定による参加の申出があった場合について、前項の規定は同条第二項の規定による参加の許可の裁判又は同条第三項の規定による参加の裁判があった場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項又は第二項」とあるのは、「法第四十二条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（手続からの排除の通知・法第四十三条）

第二十八条　法第四十三条第一項の規定による排除の裁判があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（受継の申立ての方式等・法第四十四条等）

第二十九条　法第四十四条第一項又は第三項の規定による受継の申立ては、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、家事審判の手続を受け継ぐ者が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

3　法第四十四条第一項又は第三項の規定による受継があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は法第四十五条第一項の規定による受継の申立てについて、前項の規定は法第四十五条第一項又は第二項の規定による受継があった場合について準用する。この場合において、第二項中「法令により手続を続行する資格のある」とあるのは、「当該家事審判の申立てをすることができる」と読み替えるものとする。

（家事審判の申立人の死亡等の届出・法第四十五条）

第三十条　家事審判の申立人に死亡、資格の喪失その他の家事審判の手続を続行することができない事由が生じた場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、当該申立人又はその手続代理人は、その事由が生じた旨を家庭裁判所に書面で届け出なければならない。

（期日調書の形式的記載事項・法第四十六条等）

第三十一条　法第四十六条及び第百十四条第一項の調書（以下「期日調書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　裁判官及び裁判所書記官の氏名

三　出頭した当事者、利害関係参加人、代理人、補佐人、通訳人及びその他の関係人の氏名

四　期日の日時及び場所

2　期日調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

（期日調書の実質的記載事項・法第四十六条等）

第三十二条　期日調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　申立ての趣旨又は理由の変更及び申立ての取下げ

二　証人、当事者本人及び鑑定人の陳述

三　証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

四　検証の結果